

試験依頼時のご了承事項

1. 試験等の申し込み

- ①高知県生コンクリート工業組合技術センター（以下「当技術センター」）に試験等を依頼される方（以下、「依頼者」という）は、所定の試験依頼書に必要事項を明確に記入し、試験試料を添えて、ご依頼ください。なお、手書きの場合は、ボールペン（鉛筆は不可）で記入してください。
- ②試験報告書、請求書等の送付先が申込者と異なる場合は、送付先の住所、電話番号、担当者名等を備考欄にご記入下さい。
- ③宅配便又は郵送での依頼も受付いたしますが、事前に連絡を頂き、試験内容等を確認のうえご依頼ください。
- ④試験依頼書の入手方法は、直接試験所にご来所いただくか、当技術センターのホームページからダウンロードしてください。

2. 試験等の受託

- ①依頼者の要求事項（試験方法、試験条件、試験実施期間、試験数量等）を当技術センターが満たす時、試験を受託いたします。
- ②提出いただいた試験試料で、試験業務終了後に返却を希望される場合は、申込時に予め申し出ください。

3. 試験等の変更

試験依頼書提出後、試験内容の変更を希望される場合は、その旨を文書にて当技術センターに提出してください。この場合、料金、試験実施期間等が変更となる場合があります。また、当技術センターが試験の目的を達成するために試験内容の変更、追加等が必要と判断した場合、料金、試験実施期間等について改めて協議させていただきます。

4. 試験等の中止

試験等を中止する場合は、その旨を文書にて当技術センターにご提出ください。料金につきましては、それまでの費用を請求させていただく場合もあります。

5. 試験等の立会い

試験等の立会いを希望される場合は、事前に日程等の打ち合わせを行い、立会い申込書に必要事項を記入し提出してください。

6. 試験報告書

試験報告書には、次の①～④の内容を記載いたします。

- ①試験結果
- ②依頼者からの追加情報
- ③試験の結果は、試験報告書中に記載の供試体又は試料についてのみ有効の表明。
- ④事前の承認なしに、この報告書の一部のみを複製して使用することを禁じる表明。
- ⑤試験報告書控え及び試験データの保管期間は報告書発行より 5 年間となっております。保管期間を過ぎた報告書の追加発行はできませんので予めご了承下さい。

7. 免責事項

- ① 地震、風水害、火災、停電、断水等、当技術センターの責に帰さない事由により、計画通りの試験業務の履行及び試験報告書の発行ができなかった場合、当技術センターはその責任は負いません。
- ② 試験試料の宅配便又は郵送での輸送中に、試験試料に生じた損害については、当技術センターはその責任を負わないものとします。

8. 支払い方法

支払い方法は、原則として依頼受付時に現金又はチケットとします。振込を希望される場合は、当技術センターの発行する請求書により、請求書記載の指定銀行に入金をお願いします。なお、銀行振り込みの際の手数料は、依頼者様の負担をお願いします。

9. 異議・苦情申し立て

試験結果に関する異議または試験業務に関する苦情は、当技術センターにお申し出ください。当技術センターにおいて異議または苦情の内容を調査または審議し、当技術センターが必要であると判断した場合には、依頼者様に対し文書で回答させていただきます。

10. 機密保持

当技術センターは、試験業務を遂行する上で知り得た依頼者様の業務上の情報を、他に漏らさないことをお約束いたします。但し、以下の場合には当技術センターの判断で第三者に開示することがございます。

- ① 当技術センターが ISO/IEC 17025 等の審査を受ける際に審査機関に対し、試験依頼書等を審査資料として開示する場合。
- ② 法令または官公庁からの命令・要請があった場合。

11. 個人情報の取り扱い

依頼者様の個人情報は、試験等の業務に係るご連絡、ならびに当技術センターが実施しております他の業務のご案内、アンケート調査に限り利用させていただきます。

12. その他

上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた事項については、依頼者様と当技術センターで協議の上、解決にあたるものとします。